

○紋別市規則の準用に関する規則

制 定 令和3年9月28日規則第2号

(趣旨)

第1条 西紋別地区環境衛生施設組合の運営のために行う紋別市規則の準用については、他に特別の定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(準用規定)

第2条 西紋別地区環境衛生施設組合が準用する紋別市規則は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 紋別市会計管理者の補助組織の設置に関する規則(平成19年紋別市規則第25号)
- (2) 紋別市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則(平成13年紋別市条例第25号)
- (3) 紋別市職員の育児休業等に関する条例施行規則(平成4年紋別市規則第17号)
- (4) 紋別市職員の給与に関する条例施行規則(昭和43年紋別市規則第17号)
- (5) 紋別市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則(令和2年紋別市規則17号)
- (6) 紋別市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年紋別市規則18号)
- (7) 紋別市職員の住居手当支給に関する規則(昭和46年紋別市規則第12号)
- (8) 紋別市職員の通勤手当支給に関する規則(昭和34年紋別市規則第2号)
- (9) 紋別市職員の寒冷地手当支給に関する規則(昭和37年紋別市規則第12号)
- (10) 紋別市職員管理職手当支給に関する規則(昭和37年紋別市規則第13号)
- (11) 紋別市職員の退職手当に関する条例施行規則(昭和59年紋別市規則第5号)
- (12) 紋別市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年紋別市規則第15号)
- (13) 紋別市旅費支給条例施行規則(昭和37年紋別市規則第6号)
- (14) 紋別市情報公開条例施行規則(平成10年紋別市規則第10号)
- (15) 紋別市個人情報保護条例施行規則(平成16年紋別市規則第1号)
- (16) 紋別市行政財産目的外使用条例施行規則(昭和40年紋別市規則第12号)
- (17) 紋別市会計管理者の補助組織の設置に関する規則(平成19年紋別市規則第25号)
- (18) 紋別市会計規則(昭和44年紋別市規則第5号)

2 前項の規定により紋別市規則を準用する場合において、同項各号に掲げる紋別市規則のそれぞれの規定中「紋別市」とあるのは「西紋別地区環境衛生施設組合」と、「市長」とあるのは「組合長」と、「紋別市職員」とあるのは「西紋別地区環境衛生施設組合職員」とそれぞれ読み替えるものとする。

3 前項に規定するもののほか、必要な技術的読替えは、組合長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。